

## 外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、外国人観光客の利便性を向上させ、千葉県観光地としての魅力を高めるため、県内での無料公衆無線LAN環境の整備を促進することを目的として行う事業に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象団体等)

第2条 この要綱に基づく補助対象団体等は、次に掲げる団体及び事業者（以下「団体等」という。）とする。

- (1) 市町村
  - (2) 市町村が構成員となる団体
  - (3) 継続的な事業実施が見込める団体
  - (4) 宿泊施設（千葉県内で旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項、第3項又は第4項の営業を行っている宿泊施設とし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものを除く。）の事業者
  - (5) その他、知事が特に必要と認める団体又は事業者
- 2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う団体等の役員等（代表者、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体等の運営に関与している者又は当該団体等の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。ただし、市町村長、副市町村長及び市町村の職員を除く。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該団体等は、補助の対象とならない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - (2) 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
    - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
    - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
    - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象施設)

第3条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、別表1に掲げる施設とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、団体等が主体となって取り組む補助対象施設への公衆無線LAN環境整備に係る事業であって外国人観光客誘致のために必要な事業とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は別表2のとおりとする。  
2 補助率及び補助限度額は別表3のとおりとする。

(申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業補助金交付申請書(別記第1号様式)正副2部を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助額に変更を生じないで、かつ、補助対象経費の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他知事が必要と認める条件

(承認申請)

第8条 前条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとするときは、外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第2号様式)正副2部を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 規則第10条の規定により補助事業の状況報告をしようとする場合は、当該補助金の交付決定年度内の知事が定める期日までの事業の遂行状況について、知事が定める期日までに外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業遂行状況報告書(別記第3号様式)正副2部を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業実績報告書(別記第4号様式)正副

2部を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第11条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業補助金交付請求書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第12条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業補助金概算払請求書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第13条 この要綱により補助金の交付を受けた事業主体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存は、補助事業完了(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(暴力団密接関係者)

第14条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、補助事業を行う団体等の役員等が第2条第3項各号のいずれかに該当する者である団体とする。

(事業完了後調査)

第15条 団体等は、事業完了年度の翌年度以降、別に定めるところにより事業完了後の状況について県に報告するものとする。

(財産処分の制限)

第16条 規則第21条第1項に規定する財産の耐用年数の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間を準用する。

(設備の管理)

第17条 事業を実施した団体等は、補助事業により取得した設備の適正な維持管理に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年8月10日から施行し、平成26年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月31日から施行し、平成29年度予算に係る補助金から適用する。

別表1 (第3条)

補助対象団体等	補助対象施設
市町村	市町村が所有又は管理する施設（職員の執務場所を除く。）であって、多くの外国人観光客が自由に利用できる施設
市町村が構成員となる団体	団体又は当該団体の構成員が所有又は管理している施設であって、多くの外国人観光客が自由に利用できる施設
継続的な事業実施が見込める団体	観光協会、商工会議所、商工会、商店街等継続的な事業実施が見込める団体又は当該団体の構成員が所有又は管理する施設の敷地内にある次の施設 1 宿泊施設の敷地内にある次の施設 (1) 客室 (2) ロビー (3) 食堂・宴会場 (4) その他多くの外国人観光客が自由に利用できる施設 2 団体構成員の店舗等であって、多くの外国人観光客が無料で入場できる施設 3 観光案内所等多くの外国人観光客の訪問が見込める入場無料の施設 4 その他多くの外国人観光客が無料で利用できる施設
宿泊施設の事業者	宿泊施設の敷地内にある次の施設 1 客室 2 ロビー 3 食堂・宴会場 4 その他多くの外国人観光客が自由に利用できる施設

別表2 (第5条第1項)

経費
事業に要する次の経費 1 ネットワーク回線設置に係る費用(*1) 2 無料公衆無線LAN環境整備に必要な機器等の購入及び設置工事に係る費用 3 無料公衆無線LAN環境整備に係る役務の利用費(*2) 4 ネットワーク回線工事及び無線機器設置のため必要な電波状況や建物等の環境調査費用 5 整備計画策定に係る費用 6 ホームページの作成等公衆無線LANを活用した外国人観光客誘致のための情報発信費用(*3)

\*1 ネットワーク回線の維持費については、補助対象外とする。

\*2 無料公衆無線LAN環境整備に係る役務とは、無料チケットやカードの作成・配布や、短期滞在外国人旅行者等に対して既存の有料公衆無線LAN環境を無料で開放すること、利便性向上のために必要となるシステム等をいう。

\*3 6については、公衆無線LAN整備と同時に新規に作成するものであること及び公衆無線LANへの接続を案内するものであること、多言語対応であること。また、費用は、1～5の公衆無線LAN整備費に6分の1を乗じて得た額以内を補助対象経費とする。

別表3 (第5条第2項)

補助率	補助限度額
補助対象経費の 3分の2以内	5,000 千円

別 記

第1号様式（第6条）

外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様



年度において、下記のとおり公衆無線LAN環境整備事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的

2 総事業費、補助対象経費及び補助金交付申請額

総事業費	円
総事業費のうち補助対象経費	円
補助金交付申請額	円

3 補助事業完了予定年月日

4 添付書類

(1) 団体等に関する調書

※ 要綱第2条第1項2号、3号及び5号の団体等の場合、別紙1の1、1の2、別紙2、別紙3を添付

※ 宿泊施設の事業者の場合、別紙1の3、別紙2、別紙3を添付

(2) 所要額調書（別紙4）

(3) 実施計画書（別紙5）

(4) 補助事業に係る歳入歳出予算書又は予算計上確約書

(5) 事業内容が明確にわかるもの（企画書、委託仕様書、見積書等の写し）

(6) 外国人観光客誘致に取り組むと認められる内容がわかる資料

(7) その他参考となる資料

別紙1の1 (要綱第2条第1項2号、3号及び5号の団体等)

補助対象団体等に関する調書

団体名			
代表者 ※1			
代表市町村 ※2			
構成団体	構成団体数	団体	
内 訳	団体等名称	代表者職名	代表者氏名

※1 代表者欄は、団体等の長となる者を記入してください。

※2 代表市町村欄は、代表者の所属と同じ場合は記載不要です。

※3 市町村以外の団体等については、別紙1の2の「個別構成団体に関する調書」を作成してください。

別紙1の2（要綱第2条第1項2号、3号及び5号の団体等）

個別構成団体等に関する調書

団体名 \_\_\_\_\_

代表市町村名 \_\_\_\_\_

個別構成団体等の名称			
個別構成団体等の所在地			
代表者	ふりがな 氏名		
	住所	〒 _____	
設立年月日		年 月 日	
個別構成団体等の目的			
個別構成団体等の種類及び 根拠法令 ※			
組織形態及び会員数		単一の団体 連合組織 ※どちらかを○で囲んでください。	会員数 名
主な活動地域			
これまでの主な活動内容			
個別構成団体等の財政規模 (支出ベース)		前年度決算	円
		今年度予算	円
連絡責任者	ふりがな 氏名		
	住所	〒 _____	
	電話・FAX		
	E-mail		
備考			

注 ※ 例) 会社法上の法人(株式会社、持分会社等)、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律)、一般社団法人及び一般財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律)、NPO法人(特定非営利活動法人活動促進法)任意団体(根拠法なし)、個人経営(根拠法なし)等  
その他 登記簿等、上記事実を確認できる書類がありましたらその写しを添付してください。



別紙1の3 (要綱第2条第1項4号の宿泊施設の事業者)

宿 泊 施 設 の 事 業 者 に 関 す る 調 書

事業者名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

宿泊施設の名称		
宿泊施設の所在地		〒
宿泊施設の電話番号		
施設代表者職・氏名		
営業開始年月日		年 月 日
建物の構造		
客室数		
連絡責任者	ふりがな 氏 名	
	住 所	〒
	電話・FAX	
	E-mail	
備 考		

注 その他 事業者及び宿泊施設の概要のわかる資料がありましたら添付してください。

## 誓 約 書

平成 年 月 日

千葉県知事

様

住 所

団体（事業者）名

代表者名

⑩

本団体（当社）は、外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業補助金の交付を申請するにあたり、役員等（代表者、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体（事業者）の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられない又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

別紙3

役員等名簿

別紙3

番号	商号又は名称(半角)	商号又は名称(漢字)	氏名(半角)	氏名(漢字)	生年月日				性別 (M・F)	住所	職名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（私・当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

平成 年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）  
氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・法人その他の団体である場合は、その役員等（代表者、理事、若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

別紙4 所要額調書

(単位：円)

事業区分	総事業費	総事業費のうち補助対象経費	補助対象経費の負担区分			備考
			県	市町村	その他	
計						

注 県欄は、千円未満切捨てとする。

別紙5 実施計画書

整備箇所

施設名	整備箇所

事業計画

事業	実施時期	事業概要
〇〇事業		

支出予定額の内訳

(単位：円)

事業	科目	金額		説明		
〇〇事業	(例) 需用費	総事業費	総事業費のうち 補助対象経費	消耗品費	広報紙	@〇〇〇円×〇〇〇部
		〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇			
計						

第2号様式（第8条）

外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様



年 月 日付け千葉県 指令第 号で補助金交付の決定のあった外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定によりその承認を申請します。

記

1. 変更（中止・廃止）の理由

2. 変更の内容

（第1号様式の別紙4及び別紙5を使用し、変更前と変更後の数値等を記入すること。変更後の数値については括弧書きとすること。）

第3号様式（第9条）

外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業遂行状況報告書

年 月 日

千葉県知事 様

印

年 月 日付け千葉県 指令第 号で補助金交付の決定のあった外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業の遂行状況を千葉県補助金等交付規則第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

事業名	事業の概要	月 日時点事業状況		残事業	完了予定 年月日	備考
		実績	進捗率			
		円				

第4号様式（第10条）

外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様



年 月 日付け千葉県 指令第 号で補助金交付の決定のあった外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

1 実績額及び事業内容

別紙「外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業補助金実績報告書」のとおり



別紙（別記第4号様式関係）

外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業補助金実績報告書

1 補助事業名

2 事業の着手及び完了期日

着手 平成 年 月 日

完了 平成 年 月 日

3 事業実施内容

※補助事業に関する写真、資料等を添付してください。

#### 4 収支決算書

〔収入〕

費目	内訳	金額 (円)	(参考) 予算額 (円)
県補助金			
市町村負担分			
	計		

〔支出〕

事業内容	費目	内訳 (名称, 単価, 個数等)	金額 (円)	(参考) 予算額 (円)
	計			

※「事業内容」には、会議費、〇〇調査費、視察費、機器設置費等の事業内容を、「費目」には、賃金、報償費、需用費、使用料及び賃借料等の科目を記載してください。

〔補助金額の計算〕

項目	金額 (円)	備考
A 実績額		
B 補助金相当額		A×2/3 (千円未満切捨) ※補助限度額 5,000 千円
C 交付決定額		交付決定通知書決定額
県補助金の額		BとCのうちどちらか低い方の額

第5号様式（第11条）

外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業補助金交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様



年 月 日付け千葉県 達第 号で額の確定のあった外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業補助金については、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

		記
補助金額	金	円
既支払額	金	円
請求額	金	円

振込金融機関名	
本（支）店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

第 6 号様式（第 12 条）

外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業補助金概算払請求書

年 月 日

千葉県知事 様



年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった外国人観光客誘致のための公衆無線LAN環境整備事業補助金を千葉県補助金等交付規則第 16 条第 2 項の規定により次のとおり概算払されるよう請求します。

金 円

振込金融機関名	
本（支）店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	